

薬生食検発 0212 第 2 号
令和 2 年 2 月 12 日

航空会社 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室長



新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について

日頃より、検疫業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市や日本国内における感染者の発生を受けて、検疫による水際対策を着実に実施するため、航空機における感染拡大の防止に向けた対策をとる必要がございます。

今般、中華人民共和国における発生状況を踏まえ、湖北省に加え浙江省についても14日間の滞在歴等を確認することとしましたので、下記の事項について御協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1 「機内アナウンス」の実施について

中華人民共和国からの本邦到着便について、「機内アナウンス」を実施すること。アナウンスの際には、湖北省又は浙江省への滞在歴がある方は、検疫官へ申し出る旨を周知すること。また、咳や発熱等の症状がある場合や、咳止め剤や解熱剤を服薬している場合においても、引き続き検疫ブースにおいて、検疫官へ申し出る旨を周知すること。なお、検疫官より赤または青の紙を配布いたしますので、入国するまでの間、紛失しないよう注意をうながすこと。

2 「健康カード」の配布について

中華人民共和国からの本邦到着便について、機内で、体調不良の際に申し出るよう客室乗務員へ依頼すること及び国内滞在中の留意事項等について記載した「健康カード」（管轄の検疫所より配布）を機内に搭載し、客室乗務員から乗客へ配布すること。

3 「質問票」の配布について

中華人民共和国からの本邦到着便について、機内において、質問票を配布し、機内で記入の上、検疫官へ提出するよう周知すること。